

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 3 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：2025 年 10 月 1 日）
旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、2025 年 10 月 1 日から施行する。

2025 年 9 月 19 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第 243 条を次のとおり改める。

第 243 条 個人旅行用乗車券類のうち別に定めるもの、被救護者割引普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

2 往復割引普通乗車券を所持する旅客に対しては、当該乗車券の往片及び復片について同時に乗車券類変更の申出があった場合に限り、その取扱いをする。

3 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について乗車変更の取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

別表第 1 号の 3 を次のとおり改める。

別表第 1 号の 3（第 57 条の 3）

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項第 1 号イ）

2025 年	4 月	7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで
	5 月	7 日、8 日
	6 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日
	7 月	1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで
	8 月	25 日から 28 日まで
	9 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日
	10 月	1 日、2 日
	11 月	－
	12 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、15 日から 18 日まで

		で、22日から24日まで
2026 年	1 月	5日から8日まで、13日から15日まで、19日から22日まで、26日から29日まで
	2 月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、24日から26日まで
	3 月	2日から5日まで
	4 月	6日から9日まで、13日から16日まで、20日から23日まで
	5 月	7 日
	6 月	1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで、29 日、30 日
	7 月	1 日、2 日、6 日から9日まで、13 日から16 日まで
	8 月	24 日から27 日まで、31 日
	9 月	1 日から3 日まで、7 日から10 日まで、14 日から17 日まで、24 日、28 日から30 日まで
	10 月	1 日
	11 月	30 日
	12 月	1 日から3 日まで、7 日から10 日まで、14 日から17 日まで、21 日から24 日まで
2027 年	1 月	6 日、7 日、12 日から14 日まで、18 日から21 日まで、25 日から28 日まで
	2 月	1 日から4 日まで、8 日、9 日、15 日から18 日まで、24 日、25 日
	3 月	1 日から4 日まで

別表第1号の4を次のとおり改める。

別表第1号の4（第57条の3）

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第2号イ）

2025 年	4 月	－
	5 月	－
	6 月	－
	7 月	18 日から21 日まで、25 日から27 日まで
	8 月	1 日から3 日まで、7 日、10 日、11 日、13 日から15 日まで、22 日から24 日まで

	9 月	12 日から 15 日まで、19 日から 21 日まで、23 日
	10 月	3 日から 5 日まで、10 日から 13 日まで、17 日から 19 日まで、24 日から 26 日まで、31 日
	11 月	1 日から 3 日まで、7 日から 9 日まで、14 日から 16 日まで、21 日から 24 日まで、28 日から 30 日まで
	12 月	26 日、28 日、29 日、31 日
2026 年	1 月	2 日
	2 月	－
	3 月	19 日から 31 日まで
	4 月	－
	5 月	－
	6 月	－
	7 月	17 日から 20 日まで、24 日から 26 日まで、31 日
	8 月	1 日、2 日、5 日、6 日、9 日、11 日から 14 日まで、17 日、21 日から 23 日まで
	9 月	－
	10 月	9 日から 12 日まで、16 日から 18 日まで、23 日から 25 日まで、30 日、31 日
	11 月	1 日、6 日から 8 日まで、13 日から 15 日まで、20 日から 23 日まで、27 日から 29 日まで
	12 月	25 日から 28 日まで、31 日
2027 年	1 月	4 日
	2 月	－
	3 月	19 日から 31 日まで

別表第 1 号の 5 を次のとおり改める。

別表第 1 号の 5（第 57 条の 3）

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項第 3 号イ）

2025 年	4 月	25 日から 30 日まで
	5 月	1 日から 6 日まで
	6 月	－
	7 月	－
	8 月	8 日、9 日、16 日、17 日
	9 月	－

	10 月	-
	11 月	-
	12 月	27 日、30 日
2026 年	1 月	3 日、4 日
	2 月	-
	3 月	-
	4 月	-
	5 月	1 日から 6 日まで
	6 月	-
	7 月	-
	8 月	7 日、8 日、15 日、16 日
	9 月	18 日から 23 日まで
	10 月	-
	11 月	-
	12 月	29 日、30 日
2027 年	1 月	2 日、3 日
	2 月	-
	3 月	-